

## 任期付公務員の業務とやりがい～自治体コンプライアンスの実現に向けて～

江戸川区総務部副参事 船崎 まみ(東京)

私は、2014年4月より任期付公務員として自治体法務に携わるようになり、現在、東京都江戸川区に総務部副参事として勤務している。江戸川区では初の採用であり、唯一の弁護士資格を有する管理職として法務担当職員らとともに庁内の法務全般を担当している。

自治体内弁護士の主要業務は、①職員からの法律相談対応、②行政不服審査請求対応、③訴訟等法的手続代理、④職員向け法務研修の企画実施である。

このうち法律相談は、住民生活にかかわる行政事務全般を所管する基礎自治体の性質上、情報公開、公有財産の管理処分、都市計画・土地収用、高齢、障害、生活保護等の福祉案件、子育て支援、学校問題、組織の人事労務等広範な内容に亘る。また、法律相談を契機として、紛争案件に係る文書作成、交渉立会、契約書や例規の内容審査、新規事業の法適合性検証等にかかわることも多い。さらに個別課題への対応として、高齢者虐待や養育困難家庭の子どもの支援等福祉部署が抱える困難ケースについて、ケース会議や現場に出向き、当事者の安全確保や環境調整に向けて法的側面から職員のバックアップに入り、或は、公益通報等による問題発覚時に内部調査や再発防止策の検証等にかかわることもある。このように法律相談は、自治体内のあらゆる問題に対し、相談から事案解決までの継続的なバックアップを伴うものであり、こうした機動的解決力こそ自治体の内部弁護士に求められることを実感している。

行政不服審査請求においては、主に処分庁の主張を整理した弁明書の作成支援や審理手続への対応助言等による処分庁対応の支援を担っている。ただし、当該行政処分に一定の瑕疵があると判断した場合には、処分庁に是正を促し、処分の見直しを図ることもあり、法律家としての公正な視点で、適正な処分であるか検証する役割も果たしている。

また、年間を通じて数回実施する法務研修では、行政手続への法規制、国家賠償事例の検討等を通じた適正な事務遂行の促し、不当要求対応、民法改正の実務への影響、DV事案における情報管理等広く業務に必要な知識の習得等を目指し、職員に必要なと思われる研修を法務担当職員らと企画し、講師を務めている。

自治体は、住民福祉の増進を基本的役割とする一方、

公権力機関として、政策決定や行政処分等を通じ合法的に住民の権利利益を侵害できる立場にもある。そのため自治体内弁護士が各職員にその公権力性及び法令遵守義務への十分な自覚を促し、違法又は不当な行政行為と評価される事態に至らぬよう組織内部で働きかけを続けることも重要な職責である。そのような観点から私は、日々の法律相談、行政処分の見直し、法務研修等を通じて、法令に基づく適正な事務遂行、住民福祉の増進や人権の観点に基づく課題解決を促し、必要があれば対応の是正を図るべく内部調整を続ける努力も怠らないよう心掛けている。

自治体コンプライアンスとは、公務員の法令遵守義務という法上の義務のみを指す消極的概念ではなく、住民福祉の増進に向けた政策実現などへの積極的取組姿勢まで求めるものである。

地方分権下で自治体の政策実現能力に差がでる時代において、自治体の新規事業や政策の実現を内部弁護士が法務の面で支える意義は大きい。また、その存在により行政職員が安心して日常業務に取り組み、行政事務の適法性・妥当性が担保されることは、住民利益にも資するものであり、自治体コンプライアンスの実現に内部弁護士が果たせる役割は大きい。

私自身も、住民や事業者等との利害調整に当たる現場を抱える自治体での仕事は、個々の案件解決を通じて感謝の声をいただく機会も多く、住民の支援や政策実現につながった時など自分の仕事に対する手応えも感じられ、大いにやりがいを感じている。

公益的工作への意欲と関心のある多くの方に今後の弁護士のキャリアの選択肢の一つとして是非関心をもっていただきたい。